

事 務 連 絡
令和7年5月2日

各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人担当課
放送大学学園担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各地方公共団体(各都道府県、各市町村、各組合等)公立大学、高等専門学校及び専門学校担当課
各地方公共団体(各都道府県)私立学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局
学生支援課高等教育修学支援室

令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における申請受付締切について

各位におかれては、日頃より、「高等教育の修学支援新制度」による給付型奨学金及び授業料等(授業料及び入学金)減免事務の円滑な実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に今年度は多子世帯への授業料等減免を拡充したことで支援対象が大幅に拡大し、各校における申請数が大きく増加していると承知しており、各校の御担当者様におかれては、学生等からの問い合わせを始めとした御対応をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、当省には、「まだ申請が間に合うと聞いて学校の窓口で相談したが、『本校では既に4月に申請を締め切った』として申込ができなかった」という御相談が多く届いており、各校には、個別に対応の御検討等を依頼しているところです。

各校においては、これまでも申請手続きについて学生等に周知等いただいているものと存じますが、「令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における事務手続き等について」(令和7年4月18日付け事務連絡)でも依頼しているとおり、特に今年度は、多子世帯への支援を拡充したことから、制度について十分了知していない者も多くいることが想定されるところ、教育費の負担を軽減する必要がある学生等を支援するという本制度の趣旨を踏まえれば、可能な限り申請機会を確保することが重要です。本制度の申請について、独立行政法人日本学生支援機構では5月末、6月末を期限として設定しています。各校における学生等からの申請期間の設定については、関係法令において、各校の設置者に一定の裁量を認めているところですが、これは、学生等の申請に係る処理期間に差があることなどを踏まえたものであり、合理的な理由や特別な事情がなく学生等の申請期間を4月に限るなど、支援の対象となり得る学生等の申請機会が妨げられてしまうような取扱いを想定するものではありません。また、当省が直接その費用を支弁する学校にあっては、各校において授業料等減免を円滑に行っていただくため、本年度の所要見込み額を本年4月に一括で交付したところです。

このような状況の中、各校において日本学生支援機構が設定する申請期限から大幅に早めた申請期間を設定することにより、本来支援の対象となり得る学生等の申請機会を失わせることは、今般多子世帯への授業料等減免を拡充したことを含め、高等教育費の負担軽減を図るとする本制度の趣旨に合致するものとはいえないと考えています。

上記を踏まえ、各校におかれましては、本制度の利用を希望する学生等から申請の相談があった場合には、引き続き御対応願います。なお、各校において申請期間の延長や再設定を行うにあたって、日本学生支援機構の推薦期日等の関係で当該措置を取り難い場合には、日本学生支援機構や当省に一度御相談をいただければと存じます。

また、各学校設置者におかれては貴下各大学、高等専門学校及び専門学校に、各都道府県知事におかれては所轄の専門学校に、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知をお願いします。

< 本件連絡先 >

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

TEL:03-5253-4111(内線 3410、3495)

E-mail:qafutankeigen@mext.go.jp

【専門学校に関すること】

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

(専門学校担当)

(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内)

TEL:03-5253-4111(内線 3280、3958)

E-Mail:koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※ 問合せは原則としてメールでお願いします。